

# 令和7年度高付加価値コンテンツのリーフレット制作業務委託仕様書

## 1 委託事業名

令和7年度高付加価値コンテンツのリーフレット制作業務委託

## 2 事業の趣旨・目的

本事業は、一人当たりの消費単価の高い富裕層旅行者を対象として、神奈川県が開発した高付加価値コンテンツのリーフレット（以下「紹介シート」という。）の制作、修正を行い、旅行会社への販促ツールの充実を図り、富裕層旅行者の送客に繋げるものである。

### ※ 高付加価値コンテンツと紹介シート

富裕層をターゲットとした、ラグジュアリーな体験など付加価値の高い、富裕層の趣向に合致した観光コンテンツで、令和6年度までに神奈川県が開発したもの。

<参照URL:>日本語版参照Webサイト（言語選択で英語版表示可能）：

<https://trip.pref.kanagawa.jp/ja/page/pamphlets-luxury>

## 3 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

## 4 ターゲット

### (1) 本事業における富裕層旅行者の考え方

1回の旅行における旅行先での消費額が一人当たり100万円以上

### (2) ターゲット国

米国、英国及びその近隣諸国（一部中国等アジア向けにも適したコンテンツあり）

## 5 委託内容

受注者は、次の業務を本仕様書に基づき、実施すること。

### (1) 高付加価値コンテンツ紹介シートの修正 【企画提案事項】

#### ア 大規模修正

発注者が指定する高付加価値コンテンツ最大7件につき、発注者が提示する修正プログラムをもとに、既存の紹介シートも活用しながら、写真の入替え、レイアウトの変更、テキストの作成・修正等を行い、各1枚の紹介シートを発注者と協議の上、制作し、データで提供すること。紹介シートの制作に当たっては、海外の旅行会社が富裕層向け旅行商品を造成する際のきっかけとなるよう、富裕層旅行者に訴求するタイトル、紹介文、ラグジュアリーなデザインや写真を盛り込む内容のものとし、例として別添資料をもとに紹介シートの構成・イメージを提案すること。

なお、写真については基本的に発注者が提供するものを使用するものとするが、7件のうち1件については、受注者が新たに現地で体験の様子を撮影すること。その際モデルの手配は不要とする。

## イ 小規模修正

発注者が指定する高付加価値コンテンツ最大6件につき、発注者が指示する修正内容に沿って、既存の紹介シートの写真の入替え、レイアウト調整、テキスト修正等を行い、データで提供すること。使用する写真については、発注者が提供するものとする。

## ウ データ変換

発注者は既存の紹介シートをA Iデータで提供し、受注者はこれをMicrosoft Powerpoint2021に変換し、納品すること。対象となる紹介シートは最大26件とする。

## エ 留意点

### (ア) データの提供

制作した紹介シートのデータは、Microsoft Powerpoint2021及びPDFデータで、画像データはJPEGデータで、発注者が修正可能な状態で納品すること。また、撮影した画像データ、紹介シートのデータは、発注者、コンテンツの所有者及び商品造成を行う旅行会社等が、WEBサイト、SNS、広告及びパンフレット等で、自由に使用できる状態で提供すること。詳細は6「制作物に関する権利の帰属」に記載する。

### (イ) 制作上の留意点

- a 発注者が作成した既存紹介シートとデザインに統一感を持たせること。
- b 紹介シートは、英語版を正とし、その翻訳したものとして日本語版も制作すること。
- c 写真撮影に際してはプロフェッショナルのカメラマンを手配し、英語版の紹介文やレイアウトデザインは専門家に依頼するなど、富裕層旅行者に訴求するようなクオリティの高いものとする。

### (2) 納品、完了届の提出

受注者は、全ての事業完了後、令和8年1月30日（金）までに、(1)の成果物を指定された状態で納品するとともに、業務完了届(別紙様式)1部を、発注者にPDFで提出すること。

## 6 制作物に関する権利の帰属

本委託業務における制作物について、発注者の観光プロモーションでの活用を予定しているため、受注者はこのことを了解し、著作権等について、次のとおり調整すること。

- (1) 本委託業務においては、著作権、肖像権等の取扱いに十分注意すること。著作権、肖像権等の許諾を必要とする場合は、受注者がその手続きを行うこと。
- (2) 本委託業務の履行に伴い発生する全著作物及び中間生産物のうち、第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真等を除いた一切の著作権（著作権法第27条及び同第28条所定の各権利も含むが、これらに限らない。）は、発注者に帰属すること。ただし、5(1)エ(ア)に記載のとおり、紹介シートに使用する著作物については、第三者が著作権を保有している場合でも、神奈川県及び発注者が運営するウェブサイト（Tokyo Day Trip -Kanagawa Travel Info-、観光かながわNOW及び神奈川県ホームページ）、その他のSNS等には使用できるようにするとともに、旅行会社が旅行商品販売目的で使用できるようにすること。
- (3) 本委託業務により得られる著作物及び中間生産物の著作者人格権について、受注者は将来に渡り行使しないこと。また、受注者は成果品の制作に関与した者に対して著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約すること。

- (4) 委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。

## 7 その他

### (1) 委託事項の遵守・守秘義務

- ア 受注者は、本委託業務の実施に当たって、関係法令、条例、規則等を十分に遵守すること。
- イ 受注者は、本委託業務の実施により知り得た業務の内容を第三者に漏らしてはならない。

### (2) 個人情報の保護

受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないようにしなければならない。

### (3) 再委託が必要な場合の取扱いについて

- ア 受注者が、業務上の必要性により委託業務の一部を再委託する際は、見積時に再委託する業務、相手方等を明らかにし、契約締結後に発注者の承諾を得ること。
- イ 変更がある場合は、受注者は、その都度、発注者の承諾を得ること。

### (4) その他協議事項等

受注者は、発注者と十分な協議を行いながら本事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたとき及び本仕様書に定めのない事項があるときには、その都度、発注者と協議の上、作業を進めること。

(別紙様式)

業 務 完 了 届

令和7年 月 日

(公社) 神奈川県観光協会会長 殿

(受注者)

所在地：

法人名：

代表者(職・氏名)： 印

次のとおり、業務を完了しましたので報告します。

契約名	令和7年度高付加価値コンテンツのリーフレット等制作業務委託
契約年月日	
契約金額	
契約期間	
完了年月日	
特記事項	